

広島市消費生活センターだより

光回線サービスの 変更は慎重に



事例

契約している事業者とは別の光回線サービスの事業者から、「今よりも月々の料金が安くなる」と自宅へ勧誘の電話がかかってきた。勧誘してきた事業者との契約に変更すると、料金が高くなっていた。

アドバイス

- 「安くなる」と勧誘されても、他のオプションサービスとセット契約になっている場合は、今の料金より高くなることもあります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、事業者名やサービス名など契約内容をしっかり確認しましょう。内容が理解できない、必要がないと思ったときは、きっぱり断りましょう。
- 契約した場合、契約書を受け取った日を含め8日間が経過するまでは、事業者に契約解除を行う旨の書面を出せば、事業者の合意がなくても契約解除することができます。(初期契約解除制度)
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))